

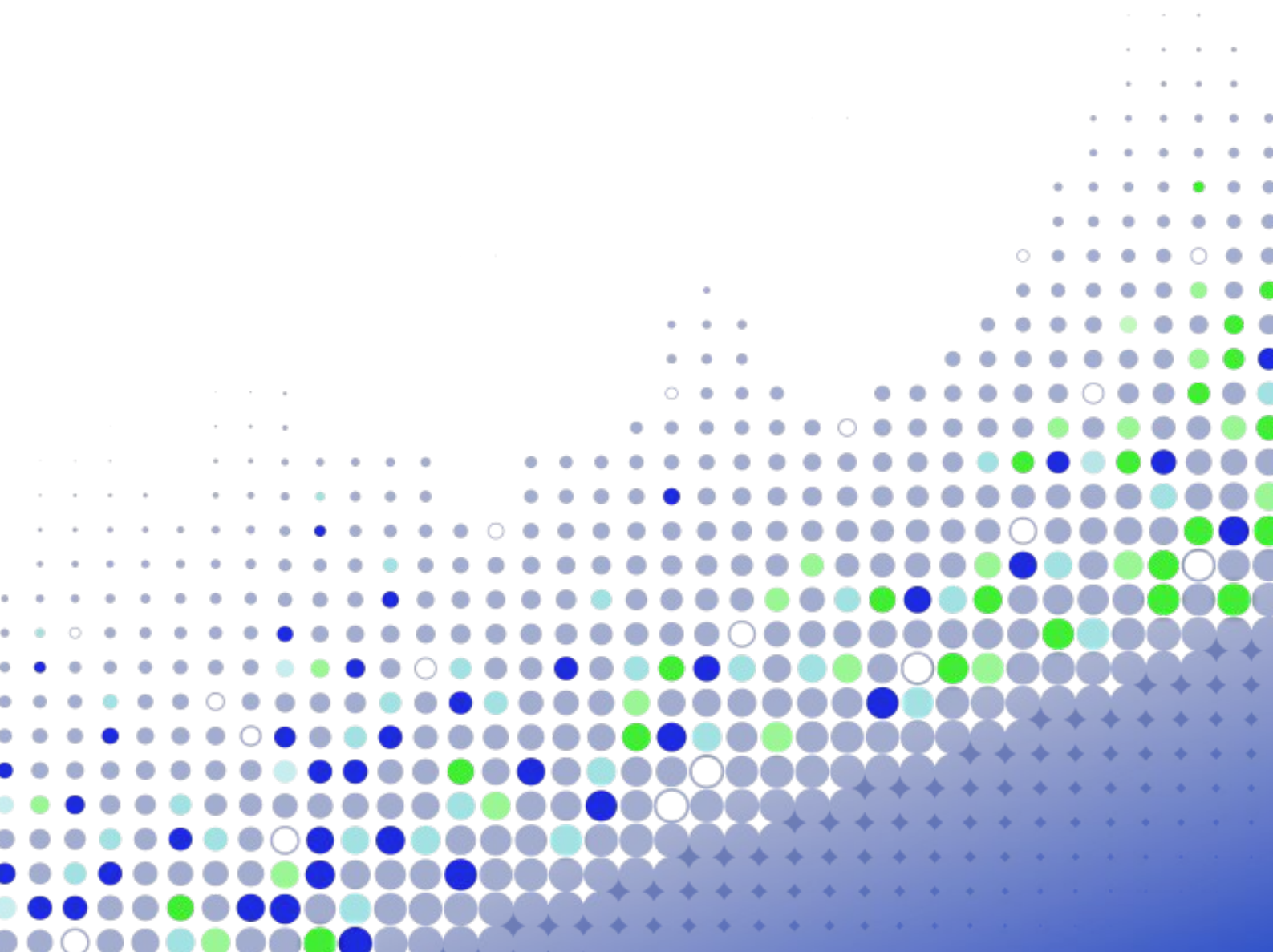
令和

8

年度

令和7年度統計

札幌市保健所生活環境課 事業概要



目次

-第 1 部 業務内容-

第 1 章

組織と所管事務

1

第 2 章

環境衛生営業施設関係の業務

2

営業施設

..... 2

- (1) 旅館等 2
- (2) 理・美容所 3
- (3) 公衆浴場 5
- (4) クリーニング所 5
- (5) 興行場 5
- (6) その他の施設 6

レジオネラ症対策

..... 7

市民相談

..... 7

表彰

..... 8

第 3 章

建築物衛生法・飲料水関係の業務

9

特定建築物

..... 9

事業登録

..... 10

飲料水施設

..... 10

4	地下水汚染の情報提供	10
5	災害応急時の井戸活用	11
6	市民相談	11

第4章

住まいの衛生関係の業務

12

7	市民相談	12
(1)	ねずみ・昆虫関係	12
(2)	室内環境	12
8	家庭用品安全対策	13

-第2部 資料- ※本文中の[PO-表O]については、「第2部 資料」の各表を参照してください。

表1	環境衛生関係施設数及び立入検査件数
表2	住宅宿泊事業法に基づく届出住宅数
表3	環境衛生関係市民相談件数
表4-1	特定建築物施設数
表4-2	特定建築物の立入検査件数等
表5	建築物の清掃や空気環境測定等を行う事業者の登録事業所数
表6	飲料水施設の施設数と立入検査件数
表7	ビル衛生及び飲料水関係市民相談件数
表8	所管別ねずみ・昆虫等相談件数
表9	月別ねずみ・昆虫等相談件数
表10	区別ハチ類相談件数
表11	室内環境・その他市民相談件数
表12	家庭用品検査状況

第 1 部 業務内容

第 1 章 組織と所管事務

保健所生活環境課では、市民のみなさんの快適で健康な暮らしを守るため、関係施設に立入等をして、衛生状態のチェックや指導を行っています。

また、市民のみなさんからのご相談に対する助言や、リーフレット、広報物及び札幌市保健所生活衛生ホームページ※¹による各種最新情報の提供を行っています。

※1 <https://www.city.sapporo.jp/kenko/eisei/index.html>

◎生活環境課

○生活環境係

- ・住まいの衛生に関すること
- ・空き地等に繁茂する雑草の除去に関すること
- ・家庭用品の安全対策に関すること

○営業指導係

- ・『旅館業法』『理容師法』『美容師法』『興行場法』『公衆浴場法』『クリーニング業法』『温泉法』『化製場等に関する法律』『北海道胞衣産わい物処理条例』『札幌市コインランドリー管理指導要綱』及び『札幌市プール施設指導要綱』に関すること

○民泊担当係

- ・『住宅宿泊事業法』に関すること

○ビル衛生係

- ・『建築物における衛生的環境の確保に関する法律』に基づく特定建築物に関すること、登録事業に関すること
- ・専用水道、簡易専用水道及び『札幌市給水設備の構造及び維持管理等に関する指導要綱』対象施設に関すること
- ・災害応急時の井戸活用に関すること
- ・飲料水に関すること

○飲料水指導担当係

- ・専用水道、簡易専用水道及び『札幌市給水設備の構造及び維持管理等に関する指導要綱』対象施設に関すること
- ・地下水汚染等における飲料水指導に関すること

第2章 環境衛生営業施設関係の業務

市民の日常生活に密接な関係がある旅館、理容所・美容所(以下「理・美容所」という。)、公衆浴場、クリーニング所、興行場等の施設に対して、関係法令や指導要領等に基づく許認可と各種届出事務及び立入検査等を実施し、施設の衛生水準の維持向上を図っています。

営業施設 [P14-表1、表2]

札幌市内には、令和7年度末時点で11,000を超える環境衛生営業施設があります。これらの施設の衛生管理等について確認するため、環境衛生監視員が各施設への立入検査を実施しています。

(1) 旅館等

① 定期監視・指導

宿泊料とみなすことができる対価を得て人を宿泊させる営業を行うには、『旅館業法』に基づいた許可が必要です。

当課では、許可施設に対して定期的に立入検査を実施し、リネンの管理方法、衛生害虫の点検や共同浴室のレジオネラ症対策等について確認・指導等を行っています(レジオネラ症対策の詳細はP7;「2 レジオネラ症対策」の項を参照ください)。

また、事業者は、宿泊者の安全を守るため、『旅館業法』だけでなく、『消防法』や『建築基準法』等、他の関係法令も順守しなければなりません。そのため、随時、消防局・都市局と連携し、情報共有等を行っています。

② 民泊への対応

平成30年6月15日に住宅宿泊事業法が施行され、住宅を活用して宿泊サービスを提供するいわゆる「民泊」が、届出により可能となりました。

当課では、民泊に関する届出の受理や、苦情等のあった届出施設に対する立入・指導などを行っています。

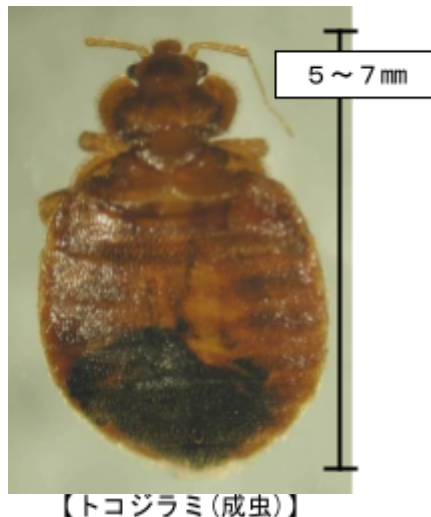
なお、民泊に関する相談・苦情、違法民泊の通報等は、札幌市が委託管理している「札幌市民泊総合窓口」(所在地:中央区北1条西2丁目2-1 北海道経済センタービル7階)にて受け付けています。

③ 宿泊施設におけるトコジラミ対策

近年、宿泊施設等において、トコジラミの発生が報告されています。

トコジラミはカメムシの仲間であり、ナンキンムシとも呼ばれています。成虫は6mm程度の大きさで、最も駆除が難しい衛生害虫の一つです。人から吸血し、かゆみ等の健康被害を引き起こすだけではなく、宿泊施設で発生すると、駆除に伴う費用等、事業者も経済的な被害を受けます。

被害拡大を防止するには、早期発見が重要なため、当課では「トコジラミ点検マニュアル」を作成し、宿泊施設への立入時等に本マニュアルを配布するなどして、正しい対策の啓発に取り組んでいます。



④ 宿泊施設におけるノロウイルス対策

ノロウイルスの主な感染経路には、汚染された食品を食べることによる経口感染（食中毒）と、感染者のおう吐物やふん便に触れた人の手からドアノブなどを介して広がる接触感染があり、宿泊施設においても感染が広がる可能性があります。

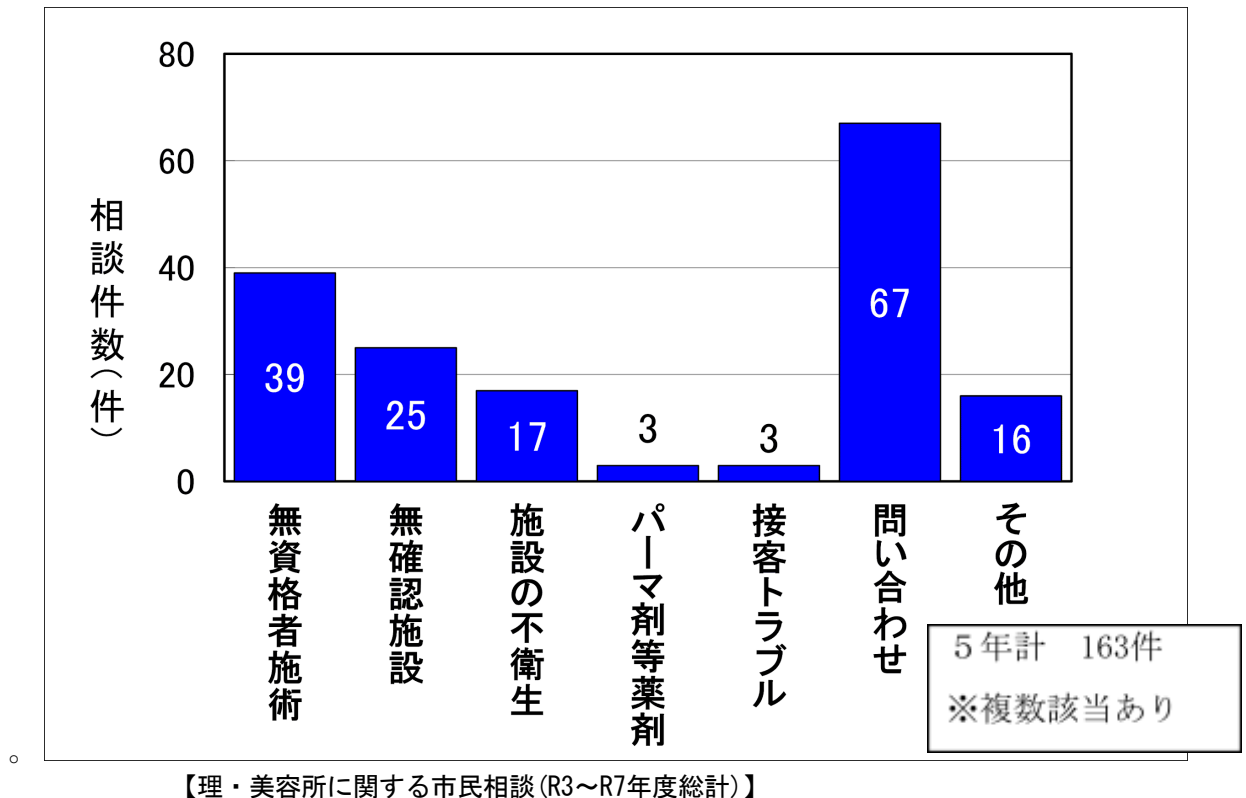
旅館業法を所管する当課においては、ノロウイルスの感染源となりうる客室やトイレの清掃・消毒などについて衛生指導等を行い、営業者の衛生管理の意識向上を図っています。

(2) 理・美容所

① 定期監視・指導

法律で、理容とは「頭髪の刈込、顔そり等の方法により容姿を整えること」、また、美容とは「パーマネントウェーブ、結髪、化粧等の方法により、容姿を美しくすること」とされています。これらの行為は、理・美容所で理容師・美容師の資格を有した者以外はできないこととされています。

当課では、各施設へ定期的に立入等を実施するほか、保健所に寄せられる市民相談に基づき、無資格者による施術の疑いや施設・器具の衛生管理状況等について確認・指導等を行っています。



② 出張理容・出張美容事業者への指導

出張理容・出張美容は、疾病その他の理由により、理・美容所に来ることができない者に対して行う場合等、特別な場合のみに限定されています。

『札幌市出張理容・出張美容の衛生確保に関する指導要綱』により、札幌市内の理・美容所に従事せず、市内で出張理容・出張美容を行う方には、保健所への届出を求めています。当課では、事業者に対して、衛生管理等の確認・指導等を行っています。

③ まつ毛エクステーション

まつ毛エクステーション※²は、特に若い女性に人気が高まっていますが、施術後に目及びその周囲が腫れる等のトラブルを訴える相談が寄せられています。まつ毛エクステーション、まゆ毛のメイク等は美容行為に該当するため、施術は美容師にしか認められていません。

しかし、美容所以外の場所での施術や無資格者の施術による健康被害も発生しています。

当課では、まつ毛エクステーションに係る健康被害を防止するため、違法な営業を直ちに中止させるとともに、啓発リーフレットを配布するなど、正しい知識を広めるよう努めています。

※² 化学繊維等から作られた人工のまつげを、接着材等を用いてまつげに装着すること



④ 事業者向け衛生管理講習会等

理・美容所における自主衛生管理の推進を目的として、事業者を対象とした「理容所・美容所衛生管理講習会」を実施しています。

改正法令等に関することや保健所に寄せられる相談事例、保健所職員による立入の際に確認した不適切事項等について周知及び注意喚起し、事業者の衛生意識向上を図っています。

令和5年度以降は、講習内容をホームページで配信し、自主的に講習を受講できるようにする等の新しい形式で実施しています。

また、令和4年度には、事業者がチェックシートを用いて自らの施設の衛生状況等を確認し、保健所へ報告する「自主点検推進事業」を試験的に実施しました。本事業については、令和5年度から本格的に実施し、新たな形態で自主衛生管理の推進を行っています。



【講習会の様子】

(3) 公衆浴場

公衆浴場には、銭湯等の「普通浴場」と、健康ランドやサウナといった「その他の浴場」等があり、営業を行うためには『公衆浴場法』に基づき営業許可を受ける必要があります。

当課では、許可施設に対して定期的に立入を実施し、施設の補修状況、換水の頻度やレジオネラ症対策等について確認・指導等を行っています。

特に、浴槽水の残留塩素濃度測定やレジオネラ属菌の自主検査結果の確認等、適正な管理の徹底について重点的に指導しています(レジオネラ症対策の詳細はP 7; 「2 レジオネラ症対策」の項を参照ください)。

(4) クリーニング所

クリーニング所には、クリーニング工場、取次所、自動車を使用した無店舗取次店があります。

立入検査時には、有機溶剤の保管・処理方法、未・既洗濯物の保管等の衛生保持の徹底について指導するとともに、定期的な受講が義務付けられているクリーニング師研修と従事者講習の受講の徹底を指導しています。

(5) 興行場

興行場とは、「映画、演劇、音楽、スポーツ、演芸または観せ物を、公衆に見せ、または聞かせる施設」と定義されており、これらの営業を行う場合には『興行場法』に基づき営業許可を受ける必要があります。

常設の興行場には、映画館、「hitaru（札幌文化芸術劇場）」のようなイベントホール、「大和ハウスプレミストドーム（札幌ドーム）」のようなスポーツ施設等があります。

また、「YOSAKOIソーラン祭り」等、臨時や仮設の興行場もあります。

当課では、許可施設に対して、構造設備、換気や照明、清潔等の衛生に関する基準に適合しているか確認するため、立入検査等を行っています。

(6) その他の施設

① 温泉関係施設

温泉に関しては、掘削してから実際に利用するまで、様々な許可が必要となります。

また、温泉施設においては、「温泉の成分等(温泉分析書)」を掲示しなければならず、少なくとも10年に一回成分分析を実施することとなっています。

当課では、温泉の利用に係る許可事務や「温泉の成分等(温泉分析書)」の掲示の確認等を行っています。なお、その他の許可事務は北海道庁の管轄となります。

さらに、年度ごとに温泉利用施設及び源泉所有者から、温泉の利用量や源泉の揚水量・温度等利用状況報告を求め、結果を北海道に報告しています。

② プール

プールは多数の人が利用する場所であり、利用者により病気が持ち込まれた場合、プール水を介して感染症等が集団的に発生するおそれがあります。感染の未然防止や水による事故防止を目的として『札幌市プール施設指導要綱^{※3}』を定めています。

当課では、この要綱に基づいて水質等の衛生管理や構造設備に関することについて監視・指導等を行っているほか、各施設から「プール施設定期報告書」の提出を求め、維持管理状況を確認しています。

※3 この要綱において「プール」とは、容量50m³以上の貯水槽を設け、多人数に遊泳させる施設を指し、学校や幼稚園等にあるプールは除きます。

③ その他

ア 『札幌市コインランドリー管理指導要綱』に基づく事務

コインランドリー施設の届出事務、衛生指導

イ 『化製場等に関する法律』に基づく事務

化製場^{※4}、死亡獣畜取扱場^{※5}に関する許可事務

ウ 『北海道胞衣及び産わい物処理条例』に基づく事務

胞衣(えな)及び産わい物^{※6}の収集・処理事業に関する許可事務

※4 獣畜の肉、皮、骨、臓器等を原料として皮革、油脂、にかわ、肥料、飼料その他の物を製造する施設

※5 死亡獣畜を解体し、埋却し、または焼却する施設

※6 胞衣：胎児を包んでいた膜や胎盤、産わい物：出産後24時間以内に排せつされる胞衣以外の汚物

レジオネラ症対策

レジオネラ症とは、レジオネラ属菌が原因で起こる感染症です。急激に重症になり死亡する場合もある「レジオネラ肺炎」と、数日で自然に治ることの多い「ポンティアック熱」に分けられます。

レジオネラ肺炎は、乳幼児や高齢者、病気等で抵抗力が低下している人、健康であっても疲労等で体力の落ちている人などが発病しやすいといわれています。

(1) 自主検査等の指導

レジオネラ症患者の発生報告は全国的に増加しており、特に公衆浴場や旅館等の入浴施設で発生した場合には、一度に多くの人が感染してしまう可能性があります。

当課では、『札幌市レジオネラ属菌自主検査指導要領』に基づき、公衆浴場等の事業者「レジオネラ属菌自主検査に係る定期報告書」の提出を求め、管理状況を確認しています。水質基準を満たしており、規定された回数の検査を実施した施設には、「レジオネラ属菌自主検査確認証」を交付し、施設に掲示してもらうとともに、同意が得られた施設については、保健所ホームページ※⁷で公開しています。

※⁷ https://www.city.sapporo.jp/hokenjo/f3seikatu/eigyo/kyoka3/yokujou/oshirase/legi_koufu.html



【レジオネラ属菌自主検査確認証】

(2) 普及・啓発

当課では、市内の公衆浴場、旅館業及び温泉利用事業者を対象とした「衛生管理講習会」を定期的を実施するなどして、レジオネラ症対策等の啓発を図っています。

また、市民の方々に対しても、リーフレットを配布するなどして知識の普及を行っています。

今後も、引続き講習会の実施や市内で開催される各種イベント等を活用し、レジオネラ症対策について周知を行う予定です。

市民相談 [P15-表3]

令和7年度は、住宅宿泊事業及び旅館業に関する相談が特に多く寄せられました。

保健所に寄せられた相談については、原則、施設の立入等を実施し、事業者から事実確認等を行った上、法令違反等が認められた場合には直ちに改善するよう指導しています。



北海道生活衛生同業組合連合会札幌支部の役員等のうち、長きにわたり、生活衛生業界組織の指導育成に尽力し生活衛生の向上に大きな貢献をいただいた方々に対して、『生活衛生同業組合関係市長表彰実施要綱』に基づき、生活衛生功労者として表彰状を交付しています。（令和7年度は該当者なし）

第3章 建築物衛生法・飲料水関係の業務

法令・用語等名称略称

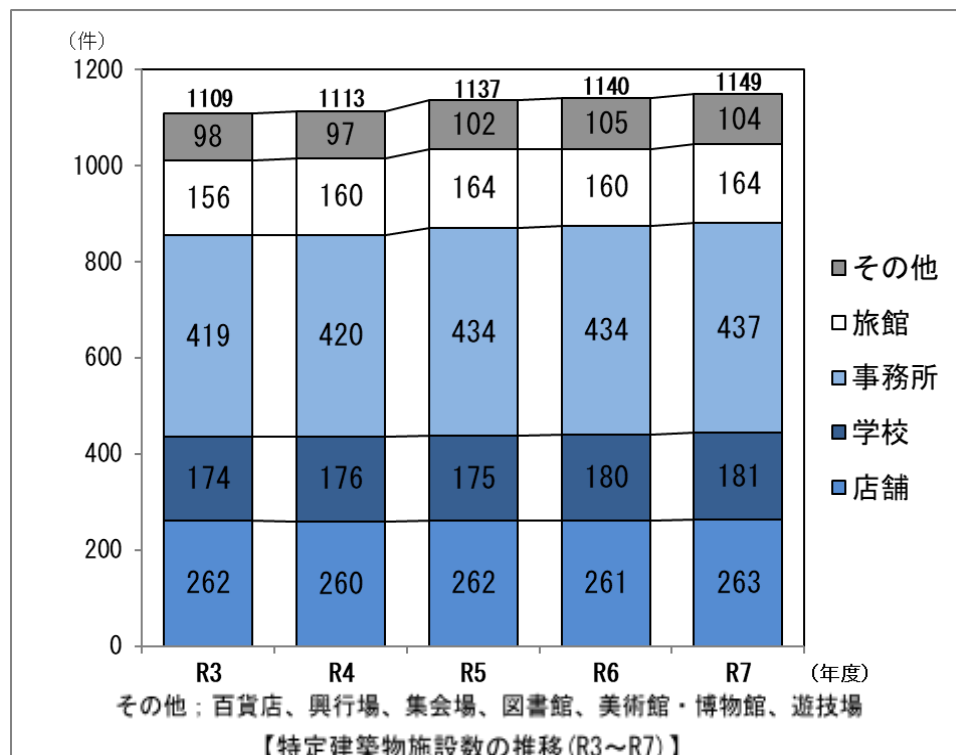
- ・ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律：『建築物衛生法』
- ・ 札幌市給水設備の構造及び維持管理等に関する指導要綱：『給水要綱』
- ・ 札幌市簡易専用水道指導要領：『簡易専用水道指導要領』
- ・ 札幌市災害応急時における協力井戸指定に関する要綱：『協力井戸要綱』
- ・ 災害応急用協力井戸：「協力井戸」

特定建築物【P15-表4】

『建築物衛生法』では、一定の規模以上の床面積を有する事務所、店舗、旅館等は特定建築物と定義され、環境衛生上必要な建築物の維持管理について定められており、札幌市内には、1,100棟を超える特定建築物があります。近年、市内の特定建築物は、都心部の再開発等によって、増加傾向となっています。

当課では、特定建築物の設計時には事前協議を行い、構造や設備に衛生上支障がないか審査及び指導しています。また、使用開始後は、毎年度「維持管理報告書」の提出を求め、空気環境、給排水管理及びねずみ昆虫等の防除等について適切に管理されているか確認しています。特に空気環境においては、「換気の悪い密閉空間」が感染症のリスク要因となるため、適切な換気量の確保を指導しています。

なお、定期的な立入検査も実施しており、設備の状況や帳簿書類について確認し、建築物の衛生的な環境の確保に関する指導を行っています。





事業登録 [P16-表5]

『建築物衛生法』により、ビルメンテナンスに関する業務(8業種)を行う営業所は、一定の要件を満たしている場合、都道府県知事(令和3年度より札幌市においては保健所長)の登録を受けることができます。当課では、登録申請の受理、機械器具、監督者や作業方法等が要件を満たしているか審査を行い、営業所の登録を行っています。

また、立入検査を実施するほか、毎年度「実績報告書」の提出を求める等により、建築物の衛生的環境の確保に関する技術と知識の普及・啓発に努めています。



飲料水施設 [P17-表6]

ビルやマンション等における飲料水の安全を確保するため、受水槽を設置している施設や市水道水以外の水を供給している施設に対して、『水道法』、『給水要綱』及び『簡易専用水道指導要領』に基づき、指導や立入検査等を行っています。

対象としては、地下水、湧水及び沢水等を水源として飲料水を供給している専用水道施設※⁸、業務用飲用井戸等施設※⁹及び住居用飲用井戸等施設※¹⁰のほか、市水道水を受水槽で受けたのち飲料水を供給している簡易専用水道※¹¹及び小規模貯水槽水道施設※¹²があります。

専用水道は大規模な病院やホテル等、大量の水を使用する施設に多くみられ、敷地内にプラントを設けて飲料水を供給しています。このような施設では、毎月の水質検査や従事者の健康診断等の管理を実施しており、当課では、それらについて「維持管理報告書」等で確認し、指導をしています。

また、井戸水等を飲用している一般家庭に対しては、衛生面に関しての助言等を行っています。

※⁸ 地下水、表流水等を水源とし、100人を超える居住者に供給するもの及び一日の最大給水量が20m³を超えるもの(一部例外を除く)

※⁹ 特定建築物、専用水道を除き、事務所や店舗等で地下水等を水源としている施設

※¹⁰ 専用水道を除き、共同住宅、寄宿舍等で地下水等を水源としている施設(戸建て住宅は除く)

※¹¹ 市水道水を使用し、受水槽の有効容量が10m³を超えるもの

※¹² 市水道水を使用し、受水槽の有効容量が10m³以下のもの



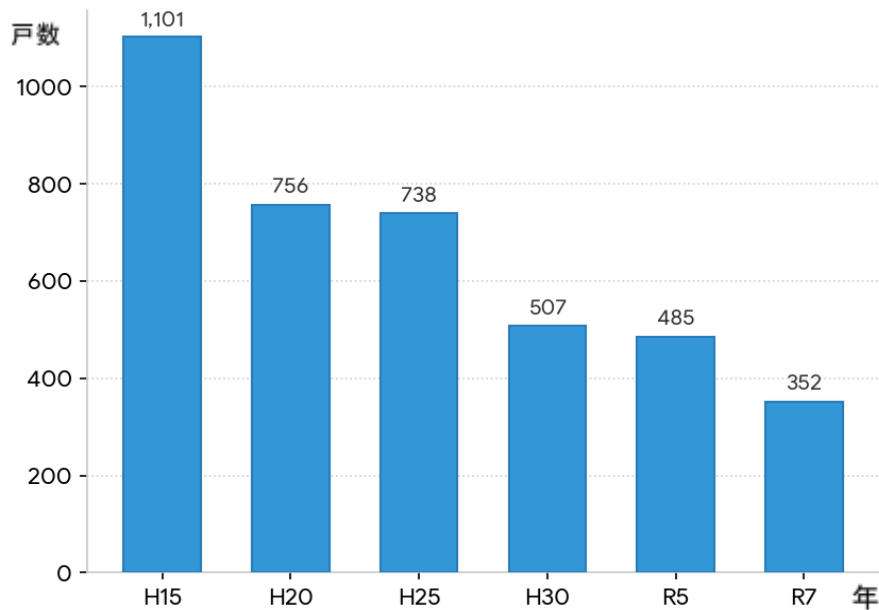
地下水汚染の情報提供

札幌市環境局では毎年、テトラクロロエチレン等による地下水環境基準超過井戸が存在する地域を公表しています。この情報をもとに地下水汚染地域の井戸施設に対して、水質検査の実施や市水道水への切替え等について、必要な助言を行っています。



災害応急時の井戸活用

地震等の災害時の給水体制の整備は、『札幌市地域防災計画』等に基づいて、札幌市水道局が中心となって進めているところです。当課では、災害時の生活用水を確保する観点から『協力井戸要綱』により、井戸所有者の協力を得て市内各所の井戸を「協力井戸」として指定し、プレートの交付や周知を行っています。



【協力井戸数の推移(H15～R7)】

【災害応急用協力井戸表示プレート】

「協力井戸」の件数は、廃止等の理由により年々減少し、令和7年度末で352件となっています。なお、「協力井戸」は保健所で名簿を閲覧できるほか^{※13}、事業者設置のものについては、札幌市のホームページでも閲覧できます。

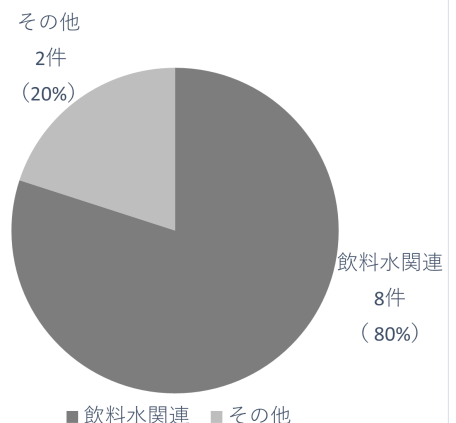
※13 複写、写真撮影、インターネット公開等は不可



市民相談【P18-表7】

建築物や飲料水の衛生について市民相談を受けています。その中でも、例年、飲料水（水道水・井戸水等）に関する相談が多く、令和7年度は相談の約8割を占めました。特に水道水の色や臭い、貯水槽の管理等についての相談が寄せられることが多く、必要に応じて現地確認を行い、管理者等に指導を行っています。

市民相談件数内訳（R7年度）



第4章 住まいの衛生関係の業務

市民からの一般住宅における衛生害虫や室内環境などの相談を受け、対処方法を助言し、また、正しい知識の普及・啓発に努めています。

加えて、家庭用品に使用された化学物質による健康被害を防ぐため、規制される有害物質について、小売店で販売されている繊維製品等を定期的に検査しています。

市民相談

住まいの衛生に関する市民相談は当課及び各区保健センターで受けており、令和7年度は、全市で2,154件(内訳：ねずみ・昆虫に関すること1,358件、室内環境・その他に関すること796件)ありました。相談内容は多岐にわたっています。

(1) ねずみ・昆虫等に関する相談 [P18-表8～P20-表10]

令和7年度のねずみや昆虫等に関する相談は1,358件寄せられ、住まいの衛生に関する市民相談の約6割を占めました。

これらの相談に対しては、一般的な対策・防除方法について助言を行っています。このうちハチ類に関する相談は983件と、ねずみ・昆虫等に関する相談の7割を占め、区別で見ると、南区で168件と最も多く、次いで手稲区で143件、西区で141件でした。ハチ類以外の主な相談は以下のとおりです。

① アタマジラミ

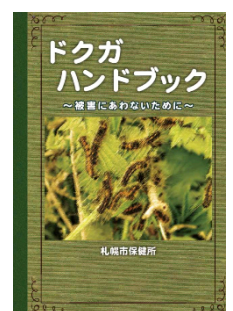
アタマジラミの被害は、特に保育園児・幼稚園児や小学校低学年に多く発生しており、感染拡大防止のため、市内関連機関による対策及び連絡調整の場として、「札幌市アタマジラミ対策連絡会」を組織し、事務局である当課から、関連機関に情報共有を行っています。

関連機関からの令和7年度アタマジラミ発生報告件数（報告対象施設：市立幼稚園・学校、許認可保育園等及び児童会館等）は25件（26名）であり、令和2年度以降、低い水準が続いています。

② ドクガ

平成15～16年度に北区と手稲区を中心にドクガの幼虫が大発生し、近隣住民に皮膚炎を引き起こす被害が生じたことから、平成17年度より北海道と本市の関係機関で「ドクガ対策連絡会議」を設置し、連携強化及び発生状況や河川敷等の草刈り等の状況についての情報の共有化を進め、被害防止に努めています。

令和7年度のドクガの相談件数は38件と、前年度の56件から18件減となりました。今後も関係機関との情報交換をより密に行うと共に、必要に応じて被害防止のための啓発活動等を行う予定です。



【啓発パンフレット】

(2) 室内環境に関する相談 [P20-表11]

令和7年度には、室内環境に関する相談が49件寄せられました。

このうち、シックハウス症候群は、住宅建材等から放散されるホルムアルデヒド等が高濃度となり、目や喉の痛み、頭痛等の症状を引き起こすといわれています。室内環境に関する市民相談については、今後も効果的な換気方法等、快適に過ごすための方法についての助言を行っていきます。

① シックハウス対策

札幌市では、平成17年9月に策定した「札幌市公共建築物シックハウス対策指針」に

基づき、市民の皆さまが利用する公共の建物を建設・維持管理している部局においてシックハウス対策に取り組んでいます。また、「札幌市公共建築物シックハウス対策等連絡調整会議」を設置し、関係部局相互の情報交換や対策の強化に努めています。前年度の公共建築物における指針に基づく安全確認結果は、ホームページで公開しています。

② 「香りのエチケット」

柔軟剤や香水などの「香り」が原因でせきや頭痛、吐き気などの症状に苦しむ方々があります。このため、柔軟剤や香水などの使用にあたっては、使用量の目安を参考にするなど、周囲の方に配慮することを「香りのエチケット」とし、ホームページや広報さっぽろ等各種媒体で啓発しています。また、啓発ポスターを作成し、市有施設や地下鉄駅掲示板等で掲示して更なる啓発に努めています。



【啓発ポスター（左：一般向け、右：中高生向けデザイン）】

2 家庭用品安全対策 [P21-表12]

『有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律』に基づき、市民生活に密着した繊維製品や家庭用洗剤等の家庭用品の安全性を確保するため、ホルムアルデヒド等の有害物質の検査を実施しています。

特に全国的に違反件数の多い乳幼児用繊維製品に重点を置き、令和7年度に札幌市で行った88検体の検査においては、いずれも基準に適合していました。

第２部 資料

【表１ 環境衛生関係施設数及び立入検査件数】

区分		令和８年 ３月末の 総数	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲	許認 可 件数	廃止 件数	立入検査 件数
※令和７年度年間件数															
営業施設	旅館等	622	353	51	35	25	8	37	6	68	25	14	116	22	247
	旅館・ホテル	541	313	45	32	21	8	25	6	61	20	10	114	21	234
	簡易宿所	76	40	6	1	3	0	10	0	7	5	4	2	1	12
	下宿	5	0	0	2	1	0	2	0	0	0	0	0	0	1
	興行場	54	33	3	3	0	2	3	0	5	3	2	4	5	15
	映画館	13	11	0	0	0	0	0	0	1	0	1	0	0	3
	スポーツ	11	3	1	2	0	1	3	0	1	0	0	1	0	2
	その他	30	19	2	1	0	1	0	0	3	3	1	3	5	10
	公衆浴場	279	113	19	19	18	11	22	11	34	16	16	7	6	97
	普通浴場	38	9	5	4	3	2	6	0	2	5	2	0	1	18
	福利厚生浴場	33	5	3	3	2	1	2	2	3	4	8	0	1	10
	その他の浴場	208	99	11	12	13	8	14	9	29	7	6	7	4	69
	理容所	1,490	256	228	200	146	83	152	88	95	141	101	34	88	146
	美容所	3,815	1,401	507	314	313	155	311	138	184	309	183	193	194	418
	クリーニング所	749	152	88	98	79	29	67	27	34	70	28	15	26	57
	工場	147	27	17	20	25	2	15	3	8	20	10	2	5	20
	リネサ・ライ	14	1	0	4	6	0	0	1	1	1	0	1	3	0
	取次所	511	124	71	74	48	27	52	23	25	49	18	12	17	37
	無店舗取次店	77	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	0	1	0
小 計		7,009	2,308	896	669	581	288	592	270	420	564	344	369	341	979
その他の施設	コインランドリー	256	52	32	38	31	10	32	10	15	22	14	12	11	64
	プール	53	12	5	5	6	2	5	3	8	4	3	2	3	19
	化製場等	2	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	温泉利用施設	623	123	20	22	8	25	48	31	312	22	7	42	14	162
	源泉	137	20	10	4	3	6	7	6	72	3	6	0	1	1
	温泉動力装置	74	18	10	3	3	6	7	4	15	3	5	1	0	0
	胞衣及び産わい物収集処理業者	7	3	1	1	1	0	0	0	0	0	1	1	1	4
小 計		1,152	228	79	73	52	50	99	54	422	54	36	57	30	251
その他	出張理容届出	46	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	3	1	0
	出張美容届出	110	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	11	4	0
小 計		156	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	14	5	0
総 数		8,317	2,536	975	742	633	338	691	324	842	618	380	440	376	1,230

【表２ 住宅宿泊事業法に基づく届出住宅数】 ※令和８年３月末時点の件数

	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲	総数
届出住宅	1,513	214	215	251	8	329	6	98	141	30	2,805

【表 3 環境衛生関係市民相談件数】

相 談 内 容	件 数
旅館	40
公衆浴場	17
理容所	4
美容所	13
住宅宿泊事業	135
その他の施設	7
その他（許認可外施設に関する事など）	7
総 数	223

【表 4-1 特定建築物施設数】

用途	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲	総数
興行場	6	1	2	0	3	3	0	2	0	0	17
百貨店	10	5	2	0	3	2	1	2	3	1	29
集会場	6	3	3	5	1	2	1	1	1	1	24
図書館	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
博物館・美術館	5	0	2	0	2	0	0	1	0	0	10
遊技場	7	2	2	2	4	1	2	0	2	1	23
店舗	81	25	27	19	14	22	20	16	17	22	263
事務所	287	44	15	26	22	19	2	3	15	4	437
学校	35	42	16	10	11	18	11	13	8	17	181
旅館	124	16	1	0	2	2	0	16	2	1	164
総 数	562	138	70	62	62	69	37	54	48	47	1,149

【表 4-2 特定建築物の立入検査件数等】

用途	立入検査 件数	設計時の 指導件数	特定建築物 届出件数	廃止 件数	維持管理 報告書提出数
興行場	2	0	0	1	13
百貨店	7	0	0	1	30
集会場	7	1	0	0	24
図書館	0	0	0	0	1
博物館・美術館	3	0	0	0	9
遊技場	1	0	0	0	22
店舗	36	2	2	0	260
事務所	74	5	5	1	424
学校	30	5	1	0	179
旅館	34	1	5	1	153
総 数	194	14	13	4	1,115

【表 5 建築物の清掃や空気環境測定等を行う事業者の登録事業所数】

用途業種	総数	立入検査 件数	登録 申請件数	廃止件数	実績 報告書提出数
建築物清掃業	129	0	21	7	120
建築物空気環境測定業	24	0	1	0	24
建築物空気調和用ダクト清掃業	5	0	0	0	5
建築物飲料水水質検査業	17	2	0	0	17
建築物飲料水貯水槽清掃業	95	7	5	2	93
建築物排水管清掃業	25	2	2	1	26
建築物ねずみ昆虫等防除業	44	5	5	0	40
建築物環境総合管理業	59	0	10	0	57
総 数	398	16	44	10	382

備考

登録申請件数には、再登録を含む。また、廃止件数には、登録有効期間満了後再登録が無かったものを含む。

【表 6 飲料水施設の施設数と立入検査件数】

用途		中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲	総数
総 数	施設数	1803	737	625	571	325	748	179	407	575	217	6,187
	届出件数	8	2	2	0	1	3	0	2	2	3	23
	廃止件数	21	7	5	6	7	15	1	7	10	2	81
	立入検査数	117	24	13	16	13	22	13	20	10	6	254
	改善指導件数	101	17	8	15	10	17	10	17	9	6	210
専用水道 (* 1)	施設数	135	18	20	19	14	19	14	10	8	5	262
	届出件数	3	0	0	0	0	0	0	0	1	1	5
	廃止件数	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2
	立入検査数	17	3	4	3	2	4	5	5	2	1	46
	改善指導件数	15	3	4	2	2	3	2	4	2	1	38
簡易専用水道 (* 1・2)	施設数	902	309	268	271	182	319	86	192	245	135	2,909
	届出件数	4	1	2	0	1	1	0	1	0	1	11
	廃止件数	13	6	4	5	6	10	1	4	7	1	57
	立入検査数	83	18	9	12	9	13	6	10	6	4	170
	改善指導件数	69	13	4	12	6	10	6	9	5	4	138
給水要綱対象施設	小規模 貯水槽 水道施設 (* 2)	施設数	718	408	329	266	123	399	66	190	307	2,878
		届出件数	1	1	0	0	0	2	0	1	1	7
		廃止件数	6	1	0	1	0	5	0	2	2	18
		立入検査数	1	1	0	0	0	1	0	2	1	7
		改善指導件数	1	1	0	0	0	0	0	1	1	5
	住居用 飲用井戸 等施設	施設数	2	0	1	2	0	1	0	0	2	8
		届出件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		廃止件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		立入検査数	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
		改善指導件数	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	業務用 飲用井戸 等施設	施設数	46	2	7	13	6	10	13	15	13	130
		届出件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		廃止件数	1	0	0	0	1	0	0	1	1	4
		立入検査数	15	0	0	1	2	4	2	3	1	28
		改善指導件数	15	0	0	1	2	4	2	3	1	28
	給水要綱小 計	施設数	766	410	337	281	129	410	79	205	322	3,016
		届出件数	1	1	0	0	0	2	0	1	1	7
		廃止件数	7	1	0	1	1	5	0	3	3	22
		立入検査数	17	3	0	1	2	5	2	5	2	38
		改善指導件数	17	1	0	1	2	4	2	4	2	34

* 1) 特定建築物を含む

* 2) 簡易専用水道及び小規模貯水槽水道施設の届出・廃止件数には、台帳照合・整理に伴う現認廃止・変更件数を含む

【表 7 ビル衛生及び飲料水関係市民相談件数】

相 談 内 容	件 数
飲料水に関すること	8
アスベストに関すること	0
その他	2
総 数	10

【表 8 所管別ねずみ・昆虫等相談件数】

区分	総数	生活 環境課	健康・子ども課									
			中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲
	1,358	199	20	79	116	56	117	98	123	194	164	192
ねずみ族	142	30	1	3	16	3	11	19	6	17	15	21
ゴキブリ	9	4	1		1	1				2		
ハエ	11	2	2		1	2	1		1			2
ノミ	1						1					
カ	1	1										
アタマジラミ	7	7										
ケジラミ												
コロモジラミ												
その他のシラミ	2	1		1								
スズメバチ	551	75	4	31	56	25	22	36	90	54	120	38
ミツバチ	3							1		2		
アシナガバチ	16			3	6	3	1			1		2
その他のハチ	413	24	6	26	16	17	60	31	20	99	13	101
チリダニ												
コナダニ												
ハダニ												
その他のダニ	7	2	1	1	1		1			1		
ドクガ	38	10		5	6	1	2			2	1	11
その他のガ	27	7	1	1	1		3	2	2	2	4	4
アリ類	38	6	1	2	2	2	7	3	2	3	6	4
カツオブシムシ												
カミキリムシ	3	2									1	
カメムシ	3	2					1					
クイムシ												
シバンムシ	2			1								1
シミ	2	1			1							
シロアリ	8	3	1	1	1						2	
ゾウムシ												
チャタテムシ	2									1		1
チョウバエ												
ナンキンムシ	7	5			1			1				
ムカデ	1				1							
ヤスデ												
ユスリカ	1	1										
ワラジムシ	2	2										
不明	30	5	1	2	3		4	3		5	2	5
その他	31	9	1	2	3	2	3	2	2	5		2

【表 9 月別ねずみ・昆虫等相談件数】

区分	総数	月別内訳											
		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
	1,358	30	141	308	329	255	165	52	34	17	11	8	8
ねずみ族	142	15	13	13	14	6	26	10	22	8	8	3	4
ゴキブリ	9		2	2		3			1	1			
ハエ	11	1	1	1		2	4	2					
ノミ	1	1											
カ	1				1								
アタマジラミ	7		1		2				1	2		1	
ケジラミ													
コロモジラミ													
その他のシラミ	2				1	1							
スズメバチ	551	2	43	133	161	124	70	13	3	1			1
ミツバチ	3		3										
アシナガバチ	16		1	5	3	2	3	2					
その他のハチ	413	1	38	91	117	95	48	17	1	2		1	2
チリダニ													
コナダニ													
ハダニ													
その他のダニ	7			6	1								
ドクガ	38	1	8	25	3			1					
その他のガ	27		5	9		6	7						
アリ類	38	1	11	8	9	5	1		3				
カツオブシムシ													
カミキリムシ	3				2							1	
カメムシ	3				1			1			1		
クイムシ													
シバンムシ	2				1			1					
シミ	2		2										
シロアリ	8		5	3									
ゾウムシ													
チャタテムシ	2		1		1								
チョウバエ													
ナンキンムシ	7			2	2		1			1		1	
ムカデ	1	1											
ヤスデ													
ユスリカ	1	1											
ワラジムシ	2	1					1						
不明	30	4	4	7	2	5	3	1		1	2	1	
その他	31	1	3	3	8	6	1	4	3	1			1

【表10 区別ハチ類相談件数】

区分	総数	中央	北	東	白石	厚別	豊平	清田	南	西	手稲	その他
	983	33	72	84	49	88	71	113	168	141	143	21
スズメバチ	551	22	41	61	28	26	39	92	65	127	40	10
ミツバチ	3						1		2			
アシナガバチ	16		3	6	3	1			1		2	
その他のハチ	413	11	28	17	18	61	31	21	100	14	101	11

【表11 室内環境・その他市民相談件数】

区分		総数	月別内訳											
			4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
		796	59	74	129	143	67	66	58	38	30	39	38	55
室内環境	温湿度													
	カビ	6		1		2						1	2	
	化学物質 (シックハウス)	9		5	1			1		2				
	化学物質 (香り)	22	1	2	2	3	2	2	1	2	3	1	3	
	化学物質 (その他)	4		1		2						1		
	室内環境 (その他)	8	1	1		1	1	1			1	1		1
その他	排水	1		1										
	野鳥 (ハト含む)	280	25	39	44	42	13	21	25	13	10	15	13	20
	イヌ・ネコ	156	23	13	23	16	3	13	12	6	12	10	9	16
	ゴミ・悪臭	7				2	1			1		1	1	1
	ヘビ	17		1	2	7	2	5						
	草刈 (報告分含む)	114		2	26	35	36	10	4		1			
	薬剤	3			2	1								
	その他相談事項	169	9	8	29	32	9	13	16	14	3	9	10	17

【表12 家庭用品検査状況】

		ホルムアルデヒド		小計	・水酸化ナトリウム 水酸化カリウム	容器試験 (*3)	アゾ化合物	総計
		生後24ヵ月 以内のもの	生後24ヵ月 以内を除くもの					
試験検査件数合計		55	25	80	2	2	4	88
基準違反件数合計		0	0	0	0	0	0	0
繊維製品	おしめカバー	1		1			0	1
	よだれ掛け	4		4				4
	下着	10	9	19			2	21
	中衣	9		9			0	9
	外衣	7		7			0	7
	手袋	2	2	4			0	4
	くつ下	8	6	14			0	14
	たび		0	0				0
	帽子	4		4			0	4
	寝衣	7	8	15			0	15
	寝具	3		3			0	3
	タオル、バスマット等						2	2
化学家庭用品	かつら等の接着剤		0	0				0
	家庭用エアゾル製品							0
	住宅用洗剤					0		0
	家庭用洗剤				2	2		4

* 3) 漏水試験、落下試験、耐酸性・耐アルカリ性試験、圧縮変形試験

備考 基準がなく、検査の対象とならないもの

札幌市 保健福祉局 保健所 生活環境課

〒060-0042 札幌市中央区大通西 19 丁目 WEST19

電話 011-622-5165 , FAX 011-622-7311

Email seikatsu-eisei@city.sapporo.jp

URL <https://www.city.sapporo.jp/kenko/eisei/index.html>

SAPP_RO

令和 8 年 (2026 年) 7 月

市政資料番号
01-F06-26-1596